

多賀城市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年4月26日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査の実施日 令和5年4月14日（金）
- 2 監査の範囲 令和4年度上下水道部水道事業会計のたな卸資産の管理
- 3 監査の着眼点 たな卸資産が適切に管理及び保管されているか、かつ各種帳票が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。
- 4 監査の結果 別紙のとおり

令和5年4月実施 上下水道部 定期監査結果（たな卸資産の管理）

対 象	上下水道部（水道事業会計たな卸資産の管理）
実 施 日	令和5年4月14日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし